

IX 水産業の部

この部には、水産関係について以下の調査結果を収録しました。

漁業センサス、海面漁業生産統計調査、内水面漁業生産統計調査、漁業経営調査、漁業産出額及び水産加工統計

1 漁業センサス

(1) 調査期間

平成 30 年 11 月 1 日現在（流通加工調査は平成 31 年 1 月 1 日現在）。

(2) 調査対象

ア 海面漁業調査

(ア) 漁業経営体調査
海面に沿う市区町村及び漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 86 条第 1 項の規定により農林水産大臣が指定した市区町村（以下「沿海市区町村」という。）の区域内にある海面漁業に係る漁業経営体並びにこれらの市区町村の区域外にある海面漁業に係る漁業経営体であって農林水産大臣が必要と認めるもの。

(イ) 海面漁業地域調査

沿岸地区の漁業協同組合（水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）（以下「水協法」という。）第 2 条に規定する漁業協同組合。）。

イ 内水面漁業調査

(ア) 内水面漁業経営体調査

共同漁業権の存する天然の湖沼その他の湖沼で地域における漁業生産上重要なものにおいて、水産動植物の採捕の事業を営む内水面漁業に係る漁業経営体及び内水面において養殖の事業を営む漁業経営体。

(イ) 内水面漁業地域調査

水協法第 18 条第 2 項に規定する内水面組合。

ウ 流通加工調査

(ア) 魚市場調査

漁船により水産物の直接水揚げがあった市場及び漁船の直接水揚げがなくても、陸送により生産地から水産物の搬入を受けて、第 1 次段階の取引を行った市場。

(イ) 冷凍・冷蔵、水産加工場調査

陸上において主機 10 馬力（7.5kW）以上の冷蔵・冷凍施設を有し、水産物（のり冷凍網を除く。）を凍結し、又は低温で貯蔵した事業所（冷凍・冷蔵工場）又は販売を目的として水産動植物を他から購入して加工製造を行った事業所及び原料が自家生産物であっても加工製造するための作業所又は工場と認められるものを有し、その製造活動に専従の従事者を使用し加工製造を行った事業所（水産加工場）。

(3) 調査方法

(ア) 海面漁業調査漁業経営体調査

統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行いました。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能としました。

また、調査対象から面接調査（他計調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方法をとっています。

(イ) 海面漁業調査海面漁業地域調査、内水面漁業調査内水面漁業地域調査及び流通加工調査魚市場調査

調査対象に対し調査票を郵送により配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行いました。

(ウ) 内水面漁業調査内水面漁業経営体調査

統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査の方法により行いました。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能としました。

また、調査対象から面接調査の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査の方針をとりました。さらに、特別の事情があるときは、調査対象に対し調査票を郵送により配布し、郵送、オンライン又は職員により回収する自計調査の方法も可能としました。

(エ) 流通加工調査冷凍・冷蔵、水産加工場調査

統計調査員が調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査の方法により行いました。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能としました。

2 海面漁業生産統計調査

(1) 海面漁業漁獲統計調査

ア 調査期間

暦年（1月1日から12月31日）

イ 調査対象

海面漁業経営体及び水揚機関を対象としました。

ただし、調査、訓練、試験研究等を目的として官公庁、学校、試験研究機関等が行う水産動植物を採捕する事業のうち、生産物の販売を伴わないものは含みません。

ウ 調査方法

(ア) 水揚機関

統計調査員が次のいずれかの方法により、水揚機関を代表する者に対し調査を実施しました。

a 調査票又は電磁的記録媒体を配布し自計する方法

b 面接調査の方法

c 水揚機関の事務所の電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧し、調査票に転記する他計調査の方法

(イ) 漁業経営体

(ア) の方法で漁獲量を把握できない海面漁業経営体については、次の a 又は b の方法により実施しました。

a 一括調査

統計調査員が水揚機関若しくは海面漁業経営体を代表する者に調査票を配布し自計する方法又は統計調査員による面接聞き取りの方法

b 往復郵送調査

地方組織の長が海面漁業経営体を代表する者に対し調査票を郵送する往復郵送調査の方法

(ウ) 漁獲成績報告書等を利用できる漁業種類を営む海面漁業経営体については、(ア) 又は(イ)の調査方法に代えて、漁獲成績報告書等による取りまとめを実施しました。

エ 用語の定義

(ア) 海面漁業とは、海面（サロマ湖、風蓮湖及び厚岸湖を含む。）において水産動植物を採捕する事業をいいます。

(イ) 漁獲量の計上

漁獲量は漁労作業により得られた水産動植物の採捕時の原形重量をいい、自家用、販売活餌等を含みます。

また、漁獲量は水揚地のいかんを問わず、経営体の所在する地域別（属人）に計上しました。

(2) 海面養殖業収穫統計調査

ア 調査期間

暦年（1月1日から12月31日）

イ 調査対象

海面養殖業経営体及び水揚機関を対象としました。

ただし、調査、訓練、試験研究等を目的として官公庁、学校、試験研究機関等が行う水産動植物の養殖事業の

うち、生産物の販売を伴わないものは含みません。

ウ 調査方法

(ア) 水揚機関

統計調査員が次のいずれかの方法により、水揚機関を代表する者に対し調査を実施しました。

- a 調査票又は電磁的記録媒体を配布し自計する方法
- b 面接調査の方法
- c 水揚機関の事務所の電子計算機又は紙に出力された記録を閲覧し、調査票に転記する他計調査の方法

(イ) 漁業経営体

(ア) の方法で漁獲量を把握できない海面漁業経営体については、次の a 又は b の方法により実施しました。

a 一括調査

統計調査員が水揚機関若しくは海面漁業経営体を代表する者に調査票を配布し自計する方法又は統計調査員による面接聞き取りの方法

b 往復郵送調査

地方組織の長が海面漁業経営体を代表する者に対し調査票を郵送する往復郵送調査の方法

(ウ) 漁獲成績報告書等を利用できる漁業種類を営む海面漁業経営体については、(ア) 又は(イ)の調査方法に代えて、漁獲成績報告書等による取りまとめを実施しました。

エ 用語の定義

海面養殖業とは、海面又は陸上に設けられた施設において、海水を使用して水産動植物を集約的に育成し、収穫する事業をいいます。

3 内水面漁業生産統計調査

(1) 内水面漁業漁獲統計調査

ア 調査期間

暦年（1月1日から12月31日）

イ 調査対象

平成25年の漁業権の設定等が行われている全河川及び湖沼調査により、年間漁獲量50t以上の河川及び湖沼並びに年間漁獲量50t未満の河川及び湖沼であっても、国の施策上、毎年の調査が必要な河川及び湖沼を管轄する内水面漁業協同組合並びにこれらの河川及び湖沼に係る内水面漁業経営体（内水面漁業協同組合に属するものを除く。）を対象として実施しました。

ウ 調査方法

委託事業者が内水面漁業協同組合、漁業経営体又は養殖業経営体に対し郵送、FAX、オンライン又は委託事業者が任命した調査員により調査票を配付し回収する方法により実施しました。

エ 用語の定義

内水面漁業とは、公共の内水面において、水産動植物を採捕する事業をいいます。

(2) 内水面養殖業収穫統計調査

ア 調査期間

暦年（1月1日から12月31日）

イ 調査対象

ます類、あゆ、こい及びうなぎを養殖する全ての内水面養殖業経営体を対象としました。

ウ 調査方法

委託事業者が内水面漁業協同組合、漁業経営体又は養殖業経営体に対し郵送、FAX、オンライン又は委託事業者が任命した調査員により調査票を配布・回収する方法により実施しました。

エ 用語の定義

内水面養殖業とは、一定区画の内水面又は陸上において、淡水を使用して水産動植物を集約的に育成し収穫する事業をいいます。

4 漁業経営調査

個人経営体調査

(1) 調査期間

曆年（1月1日から12月31日）

(2) 調査対象

個人で漁業を自営する経営体（以下「個人経営体」という。）のうちの第2種兼業漁家を除き、海面において主として動力漁船を用いて漁船漁業を営む経営体、海面において主として小型定置網漁業を営む経営体及び主としてぶり類、まだい、ほたてがい、かき類又はのり類の海面養殖業を営む経営体を対象としました。

ただし、本書では北海道太平洋北区及び北海道日本海北区の漁船漁業と小型定置網漁業のみ掲載しました。

(3) 調査方法

調査対象経営体による所定の収支・労働に関わる日記帳の記帳及び職員又は統計調査員の面接調査を併用して取りまとめめる方法、若しくは調査対象経営体が税務申告関係帳簿類等を用いて調査票へ記入する方法のいずれかにより実施しました。

(4) 集計方法

平均値の推計においては、全国・大海区分、経営体階層別に区分した階層ごとに加重平均により算出しました。

(5) 用語の定義

ア 漁労収入

調査期間の自家漁業による漁獲物及び自家養殖業による収穫物を販売（直売所での販売又は自家販売による収入を含む。）して得た現金及び現物仕向けの評価額です。現物仕向けの評価額は、調査地における市場卸売価格によります。

なお、漁業に関わる補助・補償金を含みます。

現物仕向けとは、雇用者への現物支給及び船内の食料費、賃借料・諸権利料の現物支払い、他家への贈与、物々交換、自家での消費、自家の水産加工業への仕向け、自家の養殖業への仕向け等をいいます。

イ 漁労外事業収入

調査期間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿、農業等の事業によって得られた収入のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料のような漁業経営にとって付随的な収入も含みます。

なお、その他（漁業に関わるを除く。）補助・補償金を含みます。

ウ 補助・補償金

自営業に関わる保険金の受取金、漁業災害補償法及び農業災害補償法により支払われた共済金受取金、各種の損害補償金、補助・助成金等です。

エ 漁労支出

調査期間の自家漁業による漁獲、養殖業生産物の育成、収穫、販売等に要した費用及び当年に負担すべき固定資産の減価償却費の合計です。

オ 期首期末棚卸増減

調査期間における漁獲物、養殖業生産物、仕掛品、原材料等（未処分漁業・養殖業生産物、育成中の養殖業生産物、漁業・養殖用資材）の棚卸高の増減額で、期首の棚卸高の合計から期末の棚卸高の合計を控除したものです。

カ 減価償却費

固定資産のうち償却資産について、集計調査対象経営体が税務申告関係帳簿類等を用いて調査票へ記入する方法により調査を行っている集計調査対象経営体については、集計調査対象経営体が用いている償却方法としました。

キ 漁労外事業支出

調査期間に漁業経営以外に経営体が兼営する水産加工業、遊漁船業、民宿、農業等の事業に要した費用のほか、漁業用生産手段の一時的賃貸料等に係る経費も含みます。

ク 漁労所得＝漁労収入－漁労支出

ケ 漁労外事業所得＝漁労外事業収入－漁労外事業支出

5 漁業産出額

海面漁業・養殖業産出額

(1) 推計方法

漁業に関する各種統計等を用い、漁業生産活動の実態を金額で評価したものであり、海面漁業生産統計調査で取りまとめた漁業・養殖業の魚種別生産量に、一般社団法人漁業情報サービスセンター、主要産地の市場、関係団体等から得られる魚種別価格を乗じて推計しました。

(2) 統計数値の取り扱い

海面漁業生産統計調査による生産量をベースとした属人産出額です。

6 水産加工統計

(1) 調査期間

暦年（1月1日から12月31日）

(2) 調査対象

水産加工品を生産する陸上加工経営体。

なお、陸上加工経営体とは、販売を目的とした水産加工品を生産する加工場又は加工施設を有し、専従の従業者がいる経営体をいいます。

(3) 調査方法

次のいずれかの方法により行います。

ア 陸上加工経営体に調査票を郵送で配布し、陸上加工経営体が記入した調査票を郵送又はFAXにより回収する自計調査による方法

イ 陸上加工経営体が政府統計共同利用システムのオンライン調査システムにより作成した調査票を回収する自計調査による方法

ウ 調査員が陸上加工経営体に調査票を配布し、陸上加工経営体が記入した調査票を調査員が回収する自計調査による方法

エ 調査員が陸上加工経営体との面接による聞き取り又は関係諸帳簿の閲覧により行う他計調査による方法

大海区区分図

